

		総務常任委員会	
平成25年 9 月13日受理		請 第 31 号	
件 名	私学助成に関する意見書の提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
山 本 秀 久 村 上 寅 美 前 川 收			
<p>(要 旨)</p> <p>私立高等学校等に対する私学助成に係る国庫補助制度を堅持し、より一層の充実を図るため国に対し意見書の提出を請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>本県の私立学校は、それぞれ建学の精神に基づき、特色ある教育を積極的に展開して、本県の公教育の進展に寄与している。</p> <p>このような中で、私立学校が、時代や社会に対応した新しい教育を実施するためには、これまで以上の経費を必要としている。私立高等学校等に学ぶ生徒の負担軽減として就学支援金制度が実施されているものの、公立学校が高校まで授業料が無償化された中では、公私間格差は依然として大きく、私立学校における授業料の改定は甚だ困難な状況にあり、加えて少子化の影響もあって私立学校の経営は重大な局面を迎えている。</p> <p>また、東日本大震災の教訓から、学校施設の安全性確保のため耐震化は急務であり、子どもたちの安全、安心の確保とともに、災害時の応急避難場所として重要な役割を果たす観点からも私立学校の耐震改築についても国の支援が必要である。</p> <p>わが国の公教育の将来を考えると、公私相まつの教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にもこたえうるものと考えられる。そのためには公立高等学校等に比べて遥かに財政的基盤が脆弱な私立高等学校等に対する国の助成措置の充実が必要である。</p> <p>私立高等学校等の所管は都道府県であるが、わが国の将来の発展に密接不可分の関係にある国民の教育振興に関する事柄であり、国の全面的な財政支援が求められるところである。</p> <p>ついては、教育基本法第8条「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、貴議会での特段のご高配を賜るようお願いする。</p>			